



国土交通省 関東地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau.

平成30年2月20日(火)

国土交通省 関東地方整備局

建 政 部

「東京都市計画道路事業幹線街路外郭環状線の2の事業認可処分取消請求控訴事件」の東京高裁判決に対する局長コメントについて

東京都が実施する東京都練馬区石神井町八丁目42番地から同区東大泉二丁目28番地までの延長1kmの都市計画道路事業について、関東地方整備局長が行った事業認可処分の取り消しを求め原告が控訴した裁判で、本日、東京高等裁判所において控訴人らの訴えを棄却する判決がありましたので、関東地方整備局長のコメントを公表するものです。

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 TEL:048-601-3151(代表)

FAX:048-600-1920

(モリアイトシユキ)

建政部 計画管理課 課長 森合 利之(内線6121)

(サイタ コウジ)

建政部 計画管理課 課長補佐 才田 浩二(内線:6123)

平成30年2月20日

泊宏関東地方整備局長のコメント

本日、東京高等裁判所において、東京都市計画道路事業幹線街路外郭環状線の
2の事業認可処分取消請求控訴事件の判決が言い渡されました。

本日の判決では、国の主張が認められたものと理解しています。

関東地方整備局としては、今後とも、引き続き適切な都市計画行政の推進に努めて
まいります。